

建設業者のみなさまへ

～工事施工にあたっての留意事項～

平成23年10月
山形県

公共工事の施工にあたっては、建設業法をはじめとする関係諸法令により遵守すべき事項が定められておりますが、地域経済が深刻な状況にあり、建設投資額も減少するなか、過度な低価格入札などによる県発注工事の品質低下、地域建設業者等の疲弊などが懸念されております。このため、県発注工事の受注・施工に際しての適正な施工体制の維持、品質確保、下請における県内建設業者の活用などの観点から、以下の点になお一層留意してください。

1 入札契約適正化法の遵守

公共工事については、「入札契約適正化法」により次の事項が義務付けられていますので、工事施工にあたって法令遵守を徹底してください。

- (1) 公共工事においては、一括下請が全面的に禁止されています。（民間発注工事についても、建設業法により一括下請は禁止されています。）
- (2) 施工体制台帳の写しを県に提出しなければなりません。（建設業法により施工体制台帳の作成が義務付けられている場合）
- (3) 県による現場の施工体制の点検を受けなければなりません。
- (4) 施工体系図を、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲示する必要があります。

※入札契約適正化法・・・「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」

2 元請と下請との関係の適正化

県発注工事における適正な元請下請関係を確保するため、[「山形県建設工事元請下請関係適正化指導要領」](#)において、元請業者及び下請業者の遵守すべき事項を定めています。

景気の低迷が続き、受注競争の激化や下請業者へのしわ寄せ等による品質の低下が懸念されていることから、要領に基づき、工事現場における元請下請関係の適正化や関係法令の遵守による適正な労働条件の確保等に十分留意して工事施工にあたってください。

なお、要領に定める内容については、元請業者の責任において全ての下請業者に対して十分に周知してください。

3 適切な技術者の配置

- (1) 建設業者は、元請・下請に関わらず工事現場に必ず主任技術者又は監理技術者（以下、「監理技術者等」という。）を置かなければなりません。

元請業者が合計3,000万円（建築工事4,500万円）以上の工事を下請に出すときは、主任技術者に代えて監理技術者を置かなければなりません。

- (2) 監理技術者等は一定の資格要件が必要です。
- (3) 監理技術者等は、工事を請け負った企業と直接的かつ恒常的な雇用関係になければなりません。従って、他社からの出向による配置や組合における構成企業からの配置は認められません。
なお、県が発注する工事など公共工事においては、請負金額2,500万円（建築一式工事では5,000万円）以上の工事を元請として請け負う建設業者が配置する専任の監理技術者等については、入札の申込のあった日（指名競争に付す場合であって入札の申込を伴わないものにあつては入札の執行日、随意契約による場合にあつては見積書の提出のあった日）以前に3ヶ月以上の雇用関係にあることが必要とされております。
- (4) 公共工事、公共性のある工事（個人住宅を除くほとんどの工事が対象）で請負額が2,500万円（建築工事5,000万円）以上のときは、元請・下請に関わらず監理技術者等は工事現場ごとに専任でなければなりません。専任で置く監理技術者等には、営業所専任技術者を配置することはできません。（また原則として他の工事の監理技術者等を兼務することはできません。）
- (5) 監理技術者等の途中交代は、監理技術者等の死亡、傷病又は退職等、真にやむを得ない場合等以外には認められません。

4 県内企業の積極的な活用について

県内経済は大変厳しい状況にあり、雇用情勢にも深刻な影響を及ぼしております。県内経済の回復のためには、地域経済に対する公共工事を通じた一層の波及効果の拡大が求められており、また、地域の社会資本整備、維持管理等において県内の建設業者でできることは、県内の建設業者がその役割を担うことが重要です。

つきましては、県発注工事を受注された際は、下請業者の選定や建設資材の調達について、県内企業及び県産品の積極的な活用を要請します。

5 建設労働者の賃金の適切な支払について

県発注工事の積算で使用している「公共工事設計労務単価（基準額）」（以下、「設計労務単価」という。）は、公共工事の工事費の積算に用いるためのものです。

このため、設計労務単価を賃金支払い等の参考にする際は、下記事項にご留意いただき、建設労働者の賃金並びに下請代金の適切な支払いについて、ご配慮をお願いします。

- (1) 設計労務単価は、所定労働時間内8時間当たりの労務単価として設定したものであって、時間外、休日及び深夜の労働についての割増賃金、各職種の通常の作業条件または作業内容を超えた労働に対する手当等は含まれていません。
- (2) 設計労務単価は労働者に支払われる賃金を積算するものであり、現場管理費（法定福利費の事業主負担額、研修訓練等に要する費用等）及び一般管理費等の諸経費は含まれていません。
例えば、交通誘導員A、Bの労務単価については、警備会社に必要な諸経費（現場管理費及び一般管理費等）は含まれていません。

上記1から3に掲げる項目等に違反した場合、建設業法による行政処分や指名停止処分、又は指導等を受けることとなりますので、十分注意してください。

また、重ねて県内企業及び県産品の積極的な活用を要請します。